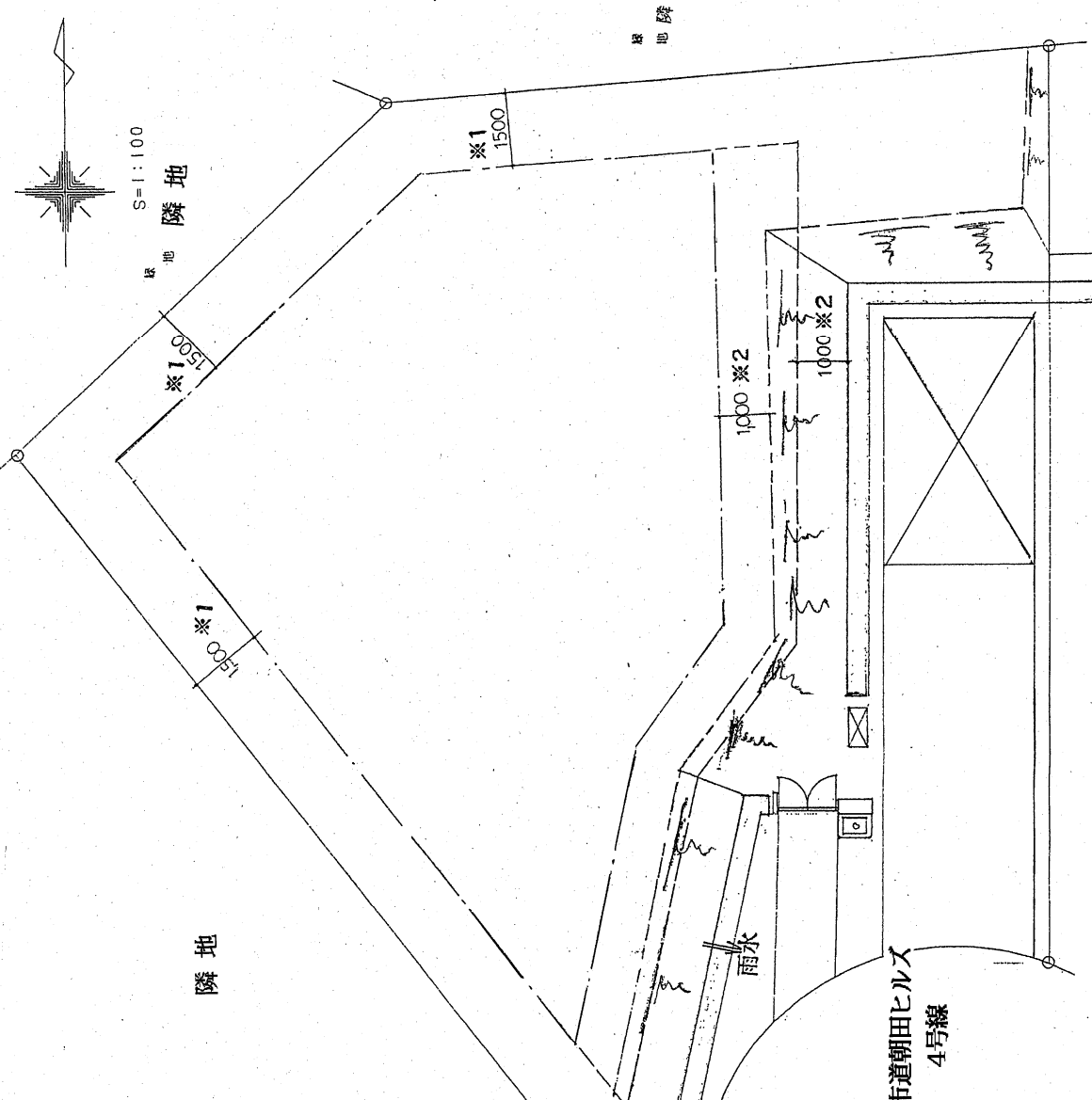
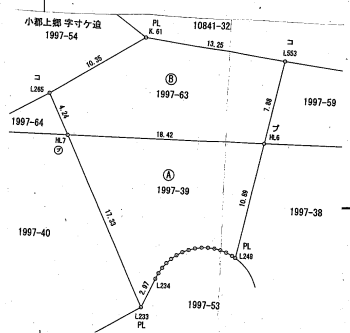


64号宅地配置基準図

縮尺: 1/100

64

地番		1997-39				Y	X _{n-1} - X _{n-1}	Y _n (X _{n-1} - X _{n-1})
NO	標識	X	Y	X _{n-1} - X _{n-1}				
HL7	(ブラスチック板)	1206.402	703.561	-17.295	-12168.087495			
L233	(金線標)	1192.404	713.790	-11.112	-7931.634480			
L234	(ベシキ印)	1195.290	714.509	3.449	2464.341541			
L235	(ベシキ印)	1195.853	714.677	1.128	806.155656			
L236	(ベシキ印)	1196.418	714.909	1.078	770.671902			
L237	(ベシキ印)	1196.931	715.188	0.991	708.751308			
L238	(ベシキ印)	1197.409	715.541	0.910	651.142310			
L239	(ベシキ印)	1197.841	715.946	0.832	595.667072			
L240	(ベシキ印)	1198.241	716.413	0.723	517.966599			
L241	(ベシキ印)	1198.564	716.929	0.593	425.138897			
L242	(ベシキ印)	1198.834	717.464	0.481	345.100184			
L243	(ベシキ印)	1199.045	718.047	0.335	240.545745			
L244	(ベシキ印)	1199.169	718.639	0.178	127.917742			
L245	(ベシキ印)	1199.223	719.258	0.032	23.016256			
L246	(ベシキ印)	1199.201	719.863	-0.115	-82.784245			
L247	(ベシキ印)	1199.108	720.456	-0.256	-184.436736			
L248	(ベシキ印)	1198.945	721.051	-0.296	-213.431096			
L249	(金線標)	1198.812	721.383	10.754	7757.752782			
HL6	(ブラスチック板)	1209.699	721.692	7.590	5477.642280			
		併面積			331.436222			
		併面積			165.718110			
		併面積			165.71			
		併面積			159.99			



地番		1997-63				Y	X _{n-1} - X _{n-1}	Y _n (X _{n-1} - X _{n-1})
NO	標識	X	Y	X _{n-1} - X _{n-1}				
HL6	(ブラスチック板)	1209.699	721.692	11.180	8068.516560			
L553	(コンクリート板)	1217.582	721.916	7.132	5148.704912			
K.61	(金線標)	1216.831	708.687	-7.753	-5494.450311			
L265	(コンクリート板)	1209.829	701.057	-10.429	-7311.323453			
HL7	(ブラスチック板)	1206.402	703.561	-0.130	-91.462930			
		併面積			319.984778			
		併面積			159.9923890			
		併面積			159.99			

○ 裏面の注意事項を必ずお読みください。
 ○ 建物を計画される際には、詳細について
 住宅課担当職員にお問い合わせください。

凡例
 --- 一部分は法面に擁壁等を設置された
 場合の建築可能範囲を示します

隣地

隣地

配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

＜建物配置に関する基準＞

1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。

（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース

例) 中2階を持つ住宅

高床式又は障の高さが通常より高い住宅

3階建て住宅

・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース

例) 急勾配の屋根を持つ住宅

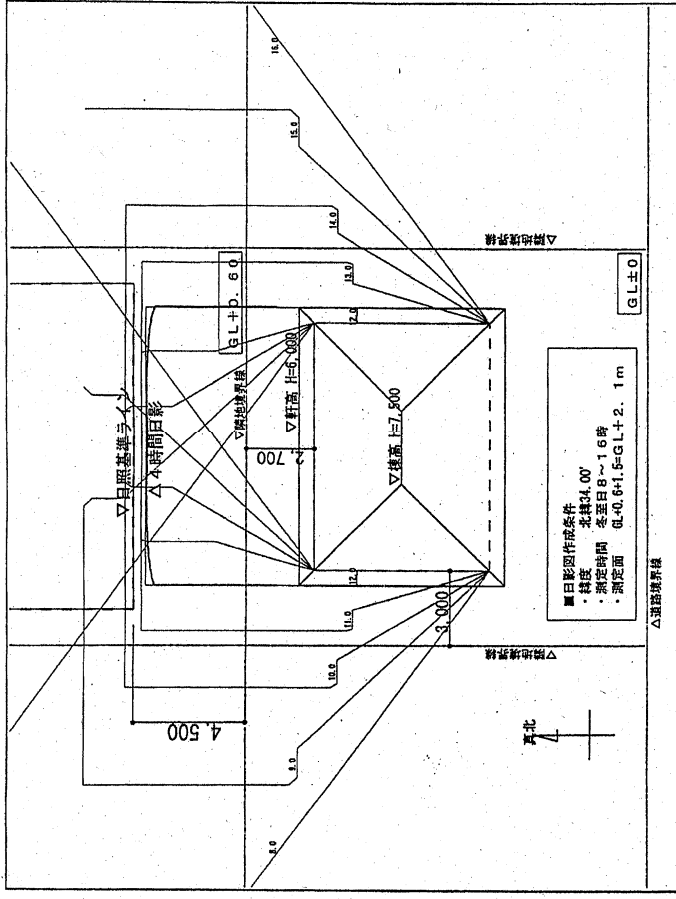
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

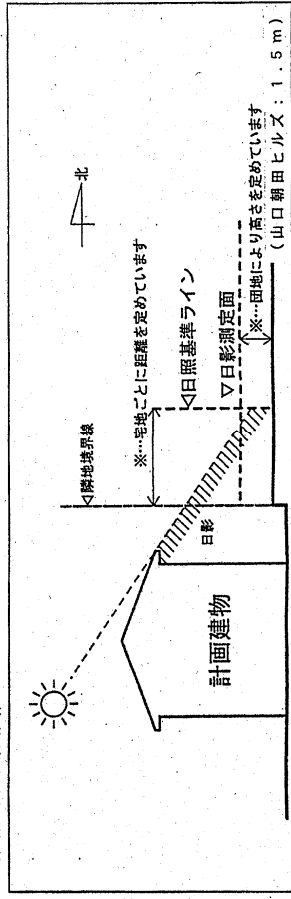
例) 東西の開口が小さな住宅

〔山口朝田ヒルズ〕

＜日影図作成例＞



＜日影測定面（断面図）＞



※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-3874